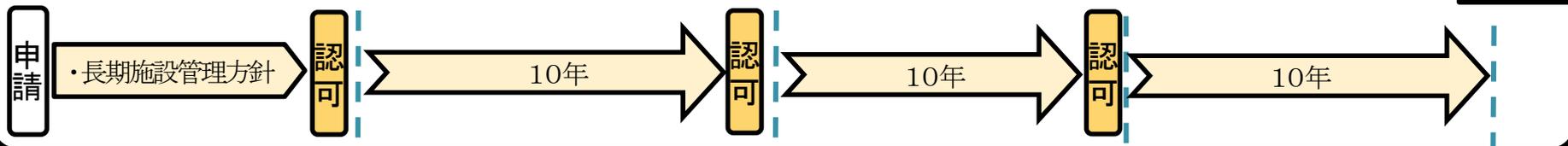


## 高経年化技術評価制度（災害の防止上支障がないことを審査。主としてソフト規制）

**現行**



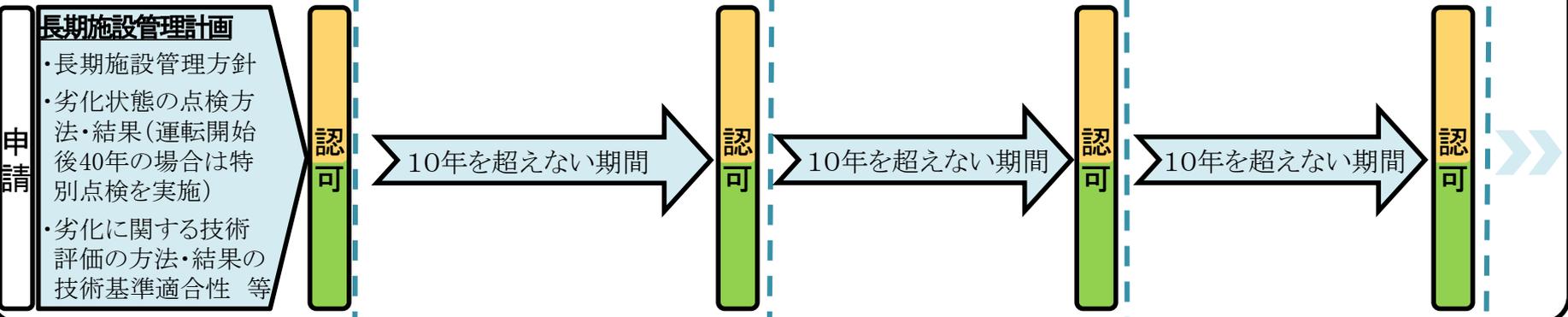
## 運転期間延長認可制度（原子炉施設の技術基準適合性を審査。主としてハード規制）



**統合**

## 高経年化した発電用原子炉に関する安全規制案（ソフト規制及びハード規制）

**新制度案**



運転開始後30年

運転開始後40年

運転開始後50年

運転開始後60年

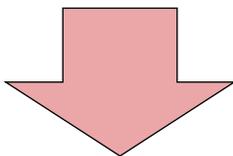
## 現行制度から新制度案への変更のポイント

### 基準適合性を確認する頻度の増加

運転期間延長認可では、運転開始後40年を迎えた時点で1回に限り最大20年の運転延長認可申請を行っているが、新制度案では、運転開始後30年を超えて運転しようとするときは、10年を超えない期間ごとに、その都度認可を取らないと、運転することができない。

### 認可対象の詳細化

新制度案では、認可対象である長期施設管理計画に、劣化状態の点検方法、劣化予測評価の方法やその結果など、より詳細な記載を要求。



- ・**重要な劣化事象の兆候を見逃さず**、実際の保全活動に**よりの確に反映**。
- ・劣化の点検や予測評価の手法等に**新たな知見**が得られた場合、事業者に対し、追加検査の実施、評価のやり直し等を含め、長期施設管理計画の変更を要求でき、**より機動的な規制**が可能。